

議案第65号 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 「貯留機能保全区域」について

貯留機能保全区域とは、特定都市河川(※)に隣接する洪水・雨水の貯留機能を有する土地で、田・畑・雑種地並びに建物が建っている土地等すべての地目が対象となります。河川沿いの低地や窪地など、雨水等を一時的に貯留する機能を有する土地を、将来にわたってその機能を保全することを目的とし、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事が指定します。

※特定都市河川浸水被害対策法第2条に規定する特定都市河川とは、河川法第3条に規定する河川(1級河川、2級河川及びこれらの河川に係る河川管理施設)のうち、特定都市河川浸水被害対策法第3条の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定するものです。市内を流れる1級河川及び2級河川は下記のとおりですが、現時点で県下で特定都市河川に指定された河川はありません。

1級河川…^{さいみょうじがわ}最明寺川

2級河川…^{むこがわ}武庫川、^{さかさがわ}逆瀬川、^{にがわ}仁川、^{こにがわ}小仁川、^{てんのうじがわ}天王寺川、^{てんじんがわ}天神川、^{あしあらいがわ}足洗川、^{ちやくしがわ}勅使川、^{おおぼりがわ}大堀川、^{したたがわ}支多々川、^{こうじんがわ}荒神川、^{いのたにがわ}亥の谷川、^{いちごがわ}一後川、^{はずがわ}波豆川、^{さそりがわ}佐曽利川の計15河川

【貯留機能保全区域のイメージ】

